

## 改正による実務影響『勘定奉行の伝票入力での対応』 (個別対応方式を採用の場合)

### 1. 改正による実務への影響範囲を確認する

平成23年度の消費税法改正のうち、

- 『消費税申告書』と『付表2』の様式の変更
- 還付申告に関する明細書の添付の義務化

に関しては、保守契約にご加入のお客様に対して改正に対応したプログラムディスクを送付いたします。そのプログラムをセットアップすると、これらの改正に対応できます。

一方で、いわゆる「95%ルール」の改正に関しては、実務（仕訳伝票入力）への影響があり、仕訳伝票の入力方法を変えていただく必要があります。

お客様の実務に影響があるかは、以下の項目に該当するかでご確認ください。

すべての項目に該当する場合は、

- P.2「費用計上仕訳・仕入伝票の税区分を切り替えて登録する」
- P.3「定型的な仕訳伝票を効率的にミスなく入力する」

の対応方法で、仕訳伝票を入力してください。



以下のすべての項目に該当する場合に、実務（仕訳伝票入力）に影響します。

- 当会計期間の課税売上高が5億円を超える

※課税売上高が5億円以下の場合は、今までどおりの運用になります。

- 「個別対応方式」を採用する

※「個別対応方式」でも、課税売上割合が95%未満の場合は、今までどおりの運用になります。

※「一括比例配分方式」を採用する場合は、今までどおりの運用になります。

- 当会計期間が平成24年4月1日以降（4月1日も含む）に始まる

※当会計期間が平成24年4月1日より前に始まる場合は、今までどおりに運用します。  
翌会計期間から、実務に影響します。

## 2. 『勘定奉行21[個別原価管理編]』で、伝票入力する場合

### 2-1. 費用計上仕訳や仕入伝票の税区分を切り替えて登録する

ここでは、税区分の変更手順について説明します。

※切り替える税区分の具体例については、

**別紙** 『改正による実務への影響確認』-P.4「2-2実務への影響度合（作業負担）を確認しましょう」  
をご参照ください。

1. [日常処理]-[仕訳処理]メニューを選択します。
2. 費用計上仕訳や仕入伝票を入力の際には、税区分欄をクリックします。

3. 明細行の税区分欄がコードの表示に変わり、変更できるようになります。  
直接コードを入力するか、[Space] キーを押して、[税区分検索]画面で  
税区分を選択して [OK] ボタンを押します。

## 2-2. 定型的な仕訳伝票を、効率的にミスなく入力する

P.2「費用計上仕訳や仕入伝票の税区分を切り替えて登録する」の手順は、都度仕訳伝票の税区分を変更するため、入力ミスなど実務への負担が大きくなります。ここでは、取引のうち、一部の定型的な仕訳伝票について、効率的にミスなく入力する機能（自動仕訳機能）を紹介します。

勘定奉行では、定型的な伝票をパターン（自動仕訳）として登録しておくことができます。ここでは、以下のような管理部用（税区分：共通売上分一般仕入）、営業部用（税区分：課税売上分一般仕入）の水道光熱費を計上する仕訳伝票を例に説明します。

定型仕訳名称	部門	勘定科目	税区分
水道光熱費計上【管理部用】	管理部	水道光熱費	共通売上分一般仕入
水道光熱費計上【営業部用】	営業部	水道光熱費	課税売上分一般仕入

### 自動仕訳を登録する

1. [導入処理]-[自動仕訳登録]メニューを選択します。
2. 通常と同様に仕訳伝票を入力します。  
管理部用の仕訳伝票の場合は、税区分を「共通売上分一般仕入」に変更します。  
※仕訳伝票の金額が都度異なる場合は、「0円」を、毎回同じ金額の場合は、金額も入力します。

3. 自動仕訳の入力が終了したら、[終了]（[F12]キー）をクリックします。  
[自動仕訳名称設定]画面で、自動仕訳のコードと名称を入力して登録ボタンを押します。

同様の手順を繰り返して、『水道光熱費計上【営業部用】』の自動仕訳を登録します。  
※【営業部用】は、税区分を変更する必要はありません。

## 自動仕訳を呼び出して、仕訳伝票を入力する

1. [日常処理]-[仕訳処理]メニューを選択します。
2. 伝票日付を入力して、部門欄を選択している状態で、[自動仕]（[F5] キー）をクリックします。

3. [自動仕訳コード指定]画面で、直接コードを入力するか、[Ctrl] キー と [↓] キーを押して、[自動仕訳検索]画面で対象の自動仕訳を選択して [OK] ボタンを押します。

4. 自動仕訳として登録した仕訳伝票が表示されるため、税区分を変更する必要はありません。金額や摘要など必要な箇所だけを修正します。

[仕訳処理]メニューで入力した仕訳伝票を、自動仕訳として登録できます。

仕訳伝票を入力して、[終了]（[F12] キー）をクリックしたあとに、  
[自動登]（[F4] キー）をクリックします。  
[自動仕訳名称設定]画面で、コードと名称と登録の種類を指定します。

### 3. 『他の奉行製品』と連動して、仕訳伝票を作成する場合

仕入・費用の計上仕訳において、適時、以下の3つの税区分に分類する必要があります。

- 課税売上に関する仕入
- 非課税売上に関する仕入
- 共通課税売上に関する仕入

#### 3-1. 『償却奉行21』と連動する場合

『償却奉行』において資産ごとに適切な仕入対象区分を指定することで、『勘定奉行』に上記、税区分ごとに分類された仕訳伝票が作成されます。

なお、『償却奉行』では、資産の勘定科目に1つの税区分だけが設定可能なため、税区分が設定と異なる一部の仕訳伝票については、連動後、『勘定奉行』において税区分を適時変更する必要があります。

手順の詳細については、

**別紙**『改正による『償却奉行21』での実務影響』 - P.4「『償却奉行21』での対応方法」をご参照ください。

#### 3-2. 『蔵奉行21』と連動する場合

『蔵奉行』において、仕入伝票及び支払伝票の明細（商品）ごとに適切な「消費税の個別対応」項目を分類することで、『勘定奉行』に上記、税区分ごとに分類された仕訳伝票が作成されます。

手順の詳細については、

**別紙**『改正による『蔵奉行21』での実務影響』 - P.3「『蔵奉行21』での対応方法」をご参照ください。

※支払伝票の「手数料」「値引」については、『勘定奉行』の以下の科目に指定されている税区分で仕訳伝票が作成されます。必要に応じて、適時変更してください。

- 支払伝票の支払区分が「2：銀行振込」の手数料：『支払手数料』科目
- 支払伝票の支払区分が「5：値引」：『仕入値引及び戻し高』科目

### 3-3. 『給与奉行21』と連動する場合

『給与奉行』では、今までどおりの手順で給与支給の仕訳伝票を作成します。

連動後、『勘定奉行』において、作成された仕訳伝票の税区分を適時変更する必要があります。

手順の詳細については、

**別紙**『改正による『給与奉行21』での実務影響』 - P.4 「『給与奉行21』での対応方法」  
をご参照ください。